**○法務省告示第四百七十三号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十四日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社ハイダイ工業 | 福岡県築上郡吉富町大字広津千三百三十六番地十 |
| | 機械加工 |

第二号ハの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社エヌケー製作所 | 福島県郡山市喜久田町堀之内字地田東十七番地の二 |
| | 工場板金 |
| 有限会社笠間製作所 | 茨城県笠間市箱田二千四百五十四番地 |
| | 溶接 |
| 株式会社美建創 | 栃木県栃木市藤岡町富吉千八百六十四番地六 |
| | 建築大工 |
| 株式会社石川板金 | 栃木県鹿沼市上石川千百七十四番地五 |
| | 防水施工 |
| 株式会社清和工業 | 栃木県真岡市熊倉二丁目十九番地二 |
| | 鉄筋施工 |
| 永井ルーフ | 群馬県前橋市平和町一丁目十四―二十三 |
| | 溶接 |
| 株式会社ファサード | 埼玉県川口市前上町二十三番八号 |
| | 防水施工 |
| 有限会社野田建装 | 埼玉県川口市末広二丁目十六番十三号 |
| | 塗装 |
| 有限会社ハンドクリエイト | 埼玉県春日部市中央一丁目五十六番地八 |
| | 塗装 |
| 有限会社大岡板金工業所 | 三重県四日市市三栄町五番十一号 |
| | 建築板金 |
| 株式会社インテリアオカモト | 兵庫県神戸市兵庫区水木通五丁目一番十八号 |
| | 建築大工 |
| 大工屋いわた | 島根県雲南市掛合町掛合千二百五十九―八 |
| | 建築大工 |
| 北米産業株式会社 | 愛媛県東温市則之内丙千百十九番地一 |
| | 建築大工 |
| 株式会社竹本建設 | 福岡県春日市昇町六丁目十番地 |
| | 型枠施工 |
| 心工業 | 福岡県築上郡上毛町大字下唐原二千百二十一 |
| | 建設機械施工 |

**○厚生労働省告示第三百七十二号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 登録検査機関の名称 | 変更後の代表者の氏名 | 変更前の代表者の氏名 | 変更の日 |
|---|---|---|---|
| 一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター | 後藤　弘之 | 河内　宏彦 | 平成二十七年四月一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式会社ミロクメディカルラボラトリー | 玉井　清子 | 柳沢　英二 | 平成二十七年五月一日 |
| 公益財団法人鳥取県保健事業団 | 丸瀬　和美 | 岡本　公男 | 平成二十七年五月二十六日 |
| 公益財団法人日本乳業技術協会 | 栗本まさ子 | 細野　明義 | 平成二十七年六月三日 |
| 一般財団法人沖縄県環境科学センター | 比嘉　悟 | 福村　圭介 | 平成二十七年六月四日 |
| 一般社団法人香川県薬剤師会 | 安西　英明 | 辻上　巖 | 平成二十七年六月二十日 |
| 株式会社日本食品エコロジー研究所 | 佐守　友博 | 小板橋和昭 | 平成二十七年六月二十三日 |

**○厚生労働省告示第三百七十三号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社キューサイ分析研究所について、平成二十七年五月十四日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 変更後の事務所の所在地 | 変更前の事務所の所在地 |
|---|---|
| 福岡県宗像市大字王丸四百十一番一 | 福岡県福岡市中央区草香江一丁目七番十六号 |

**○厚生労働省告示第三百七十四号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 登録検査機関の名称 | 廃止する製品検査の業務 | 廃止の日 |
|---|---|---|
| 株式会社ミロクメディカルラボラトリー | 食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち細菌学的検査の業務 | 平成二十七年六月三十日 |

**○農林水産省告示第二千百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字大屋字一ノ谷二〇八の一、二一〇の一、二一一の一、二一一の三、字下村ノ上五一〇の一、五一〇の二、五一三の一、五一三の二、五一四から五一六まで、字コウ子谷奥五一七から五一九まで、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二、字一ノ谷奥五二五から五三八まで、字住屋迨五三九から五四四まで、五四四の一、五四四の二、字稲葉谷五四五から五五〇まで、字キヨ床五五一、五五二の一、五五二の二、五五三から五五五まで、五五六の一から五五六の三まで、字金ヶ谷五五七、五五八、字スリ鉢五六八、字枋谷五七〇、字大谷奥左五七一の二、五七一の三、字尾谷五七三、字尾長谷五八二、字小字野尾上五八三の一から五八三の六まで、五八四、五八五の一、五八五の二、五八六から五九〇まで、五九二、字カツラ谷五九三から五九八まで、五九七の一、五九八の一、五九八の二、五九九の一から五九九の三まで、六〇〇の一から六〇〇の三まで、六〇二から六〇四まで、字半田左平六〇五、六〇六の一、六〇七から六〇九まで、六一〇の一、六